

副本

平成16年（行ウ）第497号

公金支出差止（住民訴訟）請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

準備書面 (5)

平成18年2月16日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本 勇



被告ら指定代理人

中村 次良



同

平野 善



同

貫井 彩



同

石澤 泰



同

前田 康行






同

吉野 正




被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人	森田雅文	
同	細谷昌	
同	井上	





被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人	後藤謙	
同	熊本敬治	
同	佐藤方美	
同	大和田隆夫	
同	大坪安則	
同	舛原邦明	
同	向山公	

被告東京都財務局経理部総務課長

指定代理人	鳥海正富	
-------	------	---

被告東京都水道局長指定代理人

同	黒沼	
同	奈良岡裕司	
同	藤代将彦	
同	佐々木宏	

被告らは、訴状第2請求の原因5(1)ないし(4)について以下のとおり認否する。

1 請求の原因5(1)について

(1) 同5(1)アのうち、利根川・荒川流域の首都圏1都5県の人口が漸増傾向にあることは認め、その余は不知又は争う。

(2) 同5(1)イのうち、「最大給水量」とあるのを「最大配水量」に訂正の上、都の平成15年度(2003年度)における1日の最大配水量(平成15年9月3日)が506万 $\text{m}^3$ であったこと及び平成16年度における1日の最大配水量が522万 $\text{m}^3$ であったことは認め、その余は否認する。

都の水道需要は、昭和48年のオイルショック以降、経済の低成長への移行及び水道需要抑制策の浸透により増加速度が鈍化し、最近では長期にわたる景気の低迷等の影響により減少もしくは横ばい傾向にある(乙第84号証3頁13行目ないし17行目)。

最大配水量の変動はその年の天候、景気の影響等、様々な要因によって左右されるものである。減少の原因も水道の漏水防止対策の向上、節水型機器の普及に限られるものではない。

(3) 同5(1)ウは否認する。

都が保有する水源量は日量623万 $\text{m}^3$ であり(乙第84号証3頁及び4頁)、その内訳は以下のとおりである。

- ① 利根川水系 日量464万 $\text{m}^3$
- ② 荒川水系 日量21万 $\text{m}^3$
- ③ 多摩川水系(休止中の調布取水堰分は除く。)  
日量116万 $\text{m}^3$
- ④ 相模川水系 日量20万 $\text{m}^3$
- ⑤ 杉並区において水道用水源として使われている地下水  
日量2万 $\text{m}^3$

なお、既に述べたとおり(被告準備書面(3)第5)、都が保有する水源量

日量623万 $\text{m}^3$ のうち、日量82万 $\text{m}^3$ は河床の低下等により取水の安定性に問題がある「課題を抱える水源」であり、日量12万 $\text{m}^3$ は渇水時等、河川の流況が悪化した場合、他の水源に先駆けて取水制限を受ける「不安定な水源」である（乙第84号証3頁及び4頁）。また、多摩地区の地下水については、地盤沈下のおそれ及び水質問題があり、将来にわたり安定水源として位置付けることが困難なことから、都の保有水源に含めることは適当ではない。したがって、都の保有する水源のうち、取水の安定性が高い「安定水源」から得られる水源量は日量529万 $\text{m}^3$ である。

- (4) 同5(1)エのうち、平成15年度（2003年度）の1人当たりの1日の最大配水量が411 $\text{l}$ であることは否認し、その余は争う。

平成15年度（2003年度）の1人当たりの1日の最大配水量は「410 $\text{l}$ 」である。

また、被告準備書面(3)、第5、3(1)（同書面21頁）で述べたとおり、都水道局は、平成15年12月、近年の水の需要動向の変化を踏まえ、平成12年12月に策定された「東京構想2000」で示された将来の人口、経済成長率等の基礎指標に基づき将来の水道需要量の見直しを行い、平成25年度における一日最大配水量は600万 $\text{m}^3$ 程度になるものと見込んだものである（乙第84号証3頁）。

- (5) 同5(1)オは争う。

都が水道水の安定的な供給を行う上で十分な水源を確保することが必要であることは、被告準備書面(3)、第5、3（同書面21頁ないし24頁）で述べたとおりである。

- (6) 同5(1)カのうち、都が、平成15年（2003年）12月に新たに水道需要の予測を行い、平成25年（2013年）の1日の最大配水量を600万 $\text{m}^3$ としたこと及び前回（平成10年1月）策定した水道需要の予測において、平成17年（2005年）の1日の最大配水量を630万 $\text{m}^3$ としたことは認め、平成32年（2020年）の1日の最大配水量を650万

m<sup>3</sup>としたことは否認し、その余は争う。

前回策定した水道需要予測において、都は、四半世紀の間に最大配水量がおおむね650万m<sup>3</sup>程度になるものと予測していた。

- (7) 同5(1)キのうち、国土庁(当時)が昭和53年(1978年)に長期水需給計画を、昭和62年(1987年)にウォータープラン2000を策定したこと及び平成11年(1999年)にウォータープラン21を策定したことは認める。

国土庁が長期水需給計画で平成2年(1990年)の全国における都市用水の需要を1億3,100m<sup>3</sup>/日と予測していたこと、ウォータープラン2000で平成12年(2000年)の全国における都市用水の需要を1億1,030m<sup>3</sup>/日と予測していたこと、ウォータープラン21で全国における都市用水の需要を日量で予測していたことは否認し、その余は不知又は争う。

長期水需給計画においては平成2年(1990年)の全国における都市用水の需要を年間507.4億m<sup>3</sup>と予測しているが、一日当たりの需要量については予測していない。ウォータープラン2000においては平成12年(2000年)の全国における都市用水の需要を年間430.3億m<sup>3</sup>と予測しているが、一日当たりの需要量については予測していない。

そもそも、水源の確保の必要性については、自治体ごとに将来の人口、経済成長率等、水道の需要量に影響を及ぼす様々な要因を考慮し策定された長期的な水道需要の予測に基づき判断するものであって、全国レベルの水の需要予測はそのための参考資料の一つに過ぎない。

- (8) 同5(1)クのうち、「夏期」とあるのを「洪水期」に、「八木沢」とあるのを「矢木沢」に訂正の上、洪水期(7月1日~10月5日)における、本件ダムの利水容量が2,500万m<sup>3</sup>であること、利根川水系の既設ダム(矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、菌原、下久保、草木)、渡良瀬貯水池及び鬼怒川水系のダム(五十里、川俣、川治)の利水容量の合計が44,3

29万 $\text{m}^3$ であることは認め、その余は不知又は争う。

(9) 同5(1)ケについて

ア 第1段落について

「30.0 $\text{m}^3$ /秒(259万 $\text{m}^3$ /日)」とあるのを「30.148 $\text{m}^3$ /秒(約260万 $\text{m}^3$ /日)」と訂正の上、利根川については東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)が本件ダム予定地上流において水力発電のための水利権30.148 $\text{m}^3$ /秒(約260万 $\text{m}^3$ /日)を取得していること、東京電力が本件ダム湖予定地より上流で吾妻川本支流の一部の水を取水していること、「22.2 $\text{m}^3$ /秒(192万 $\text{m}^3$ /日)」とあるのを「22.209 $\text{m}^3$ /秒(約192万 $\text{m}^3$ /日)」と訂正の上、本件ダムにより開発される水量が22.209 $\text{m}^3$ /秒(約192万 $\text{m}^3$ /日)であることは認め、その余は否認又は争う。

国土交通省によると、東京電力が吾妻川本支流から取水している水の一部を本件ダムの貯水池に流入させることとしている(乙第88号証の2、2頁下から2行目及び3行目)。なお、東京電力が取得している水利権による取水は本件ダムに流入する河川におけるものであり、都が取得する予定の水利権は本件ダムにおける貯水によって開発された水量を基礎とするものであるから、両者の間の優先関係を論ずる意味はない。

イ 第2段落は否認する。

国土交通省によれば、東京電力に対しては、水利権の譲渡ではなく、従来水力発電に利用されている吾妻川及び白砂川等の河川水の一部を本件ダムの貯水池に流入させることで本件ダムの開発水量を確保することとしている(乙第88号証の2、2頁下から2行目及び3行目)。

ウ 第3段落は否認する。

国土交通省によると、東京電力に対する減電補償は、水利権の譲渡に対する補償ではなく、従来東京電力が取水してきた水の一部を本件ダムに流入させることによって発電量が減少することに対する損失補償であ

り、同補償額は本件ダムの建設に要する費用の概算額4,600億円に含まれている(乙第88号証の2、3頁6行目及び7行目)。

- (10) 同5(1)ロについて、川古ダムの計画上の有効貯水量「4,500」とあるのを「7,500」に、印旛沼総合開発の計画上の有効貯水量「4,469」とあるのを「4,360」に、江戸川総合開発の計画上の有効貯水量「710」とあるのを「240」に、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業の「(栃木県、群馬県)」とあるのを「(栃木県)」に、東大芦川ダムの計画上の有効貯水量「864」とあるのを「901」に、倉淵ダムの計画上の有効貯水量「870」とあるのを「1,080」に、11ダムの計画上の有効貯水量の合計「29,853万 $\square$ 」とあるのを「32,521万 $\text{m}^3$ 」に、「約3倍」とあるのを「約3.6倍」に訂正の上、認め、その余は争う。

なお、倉淵ダムの「凍結」は、当分の間、本体工事等残工事への着手を見合わせるという趣旨である。

## 2 請求の原因5(2)について

- (1) 同5(2)アは、「基本高水流量」とあるのを「基本高水のピーク流量」と訂正し(以下同様)、「16,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ 」とあるのを「17,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ 」に訂正の上、認める。ただし、かっこ内の記載については、不知。

### (2) 同5(2)イについて

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は不知。

ウ 第3段落について

昭和55年12月に改訂された利根川水系工事実施基本計画(以下「第2回改訂利根川水系工事実施基本計画」という。乙第89号証)において、八斗島の基本高水のピーク流量が17,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ から22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ に変更されたのに伴い、同地点における計画高水流量が1

4, 000 m<sup>3</sup>/秒から16, 000 m<sup>3</sup>/秒に変更され、上流ダム群による洪水調整量が3, 000 m<sup>3</sup>/秒から6, 000 m<sup>3</sup>/秒に変更されたことは認め、その余は否認する。

第2回改訂利根川水系工事実施基本計画において、建設省（当時）は基本高水のピーク流量等の設定及び変更理由を説明している（乙第89号証1頁ないし5頁）。

(3) 同5(2)ウは、原告が引用する国土交通省の資料がいかなるものか不明なので、認否できない。

(4) 同5(2)エのうち、本件ダムが計画されている吾妻溪谷は兩岸の山が接近する狭窄部を随所に有することは認める。

「ちなみに・・・その量は8, 280 m<sup>3</sup>/秒にすぎなかった。」については、「283.3 mm」とあるのを「238.3 mm」に訂正の上、認める。ただし、原告が八斗島流量観測所における観測値としている値は、実測値ではなく、水位観測に基づく推計値である。その余は不知又は争う。

都にとって本件ダムが治水対策上、必要なものであることは、被告準備書面(3)、第4、2（同書面17頁ないし20頁）で述べたとおりである。

### 3 請求の原因5(3)について

(1) 同5(3)アについて

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は否認する。

品木ダムの管理者である国土交通省は、品木ダムに沈殿した中和生成物については、中和生成物の浚渫等により適正に管理することとしており、本件ダムが中和生成物の沈殿機能を担うことはない（乙第90号証）。

(2) 同5(3)イについて

ア 第1段落は認める。



イ 第2段落のうち、下久保ダムの堆砂が計画よりも進行していることは認める。

下久保ダムの堆砂の進行速度が計画の約2.5倍であることは不知。主張は争う。

ダム貯水池への土砂の流入による堆砂速度は、地形、地質、気象等の様々な条件によって異なるものであり、下久保ダムの例があるからといって、「実際の堆砂速度は計画を大幅に上回ることが一般的である」ということにはならない。

ウ 第3段落及び第4段落は争う。

#### 4 請求の原因5(4)について

(1) 同5(4)アは不知。

(2) 同5(4)イのうち、「建設省河川砂防技術基準案」第4節「4.1 基礎地盤の設計の基本」に「ダムの基礎地盤は、堤体から伝達される荷重に対して安全であるとともに、貯水池からの浸透流に対して所要の遮水性を有するよう設計するものとする。」という記載があること、「建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編【I】」で透水性の許容基準(ルジオン値)が設定されていることは認める。

「かつての国会審議」において、建設省(当時)が本件ダムサイトの岩盤がダムサイトの基礎地盤として極めて不適當であると自認したことについては、原告のいう「かつての国会審議」が何を指しているのか確認できないため認否できない。

主張は争う。

「建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編【I】」によると、同基準案で示された透水性の許容基準(ルジオン値)は地盤改良後の目標値であって、地盤改良前の透水性を評価するものではない(乙第91号証170頁)。

(3) 同 5(4)ウについて

ア 第 1 段落について

「安全性」とあるのを「安定性」に訂正の上、昭和 45 年 6 月 10 日の衆議院地方行政委員会において、本件ダム of ダムサイトの地盤の安定性について議論がなされたことは認め、その余は否認する。

建設省は、「できるだけ文化財を保護する立場からなおさらに入念な調査をいたしまして、位置の可能性等をもう少し確かめたい」と答弁したのであって、現在の地点にダムを建設することに強い難色を示したわけではない（乙第 92 号証 4 頁）。

なお、国土交通省によると、ダムの建設位置については詳細な地質調査結果に基づいて決定しており、ダムサイトに関する技術的な問題については対応可能としている（乙第 88 号証の 2、3 頁 9 行目ないし 14 行目）。

イ 第 2 段落ないし第 4 段落は認める。

(4) 同 5(4)エについて

平成 15 年 11 月に国土交通大臣が策定した本件ダムの建設に関する基本計画の第 2 回計画変更案において、本件ダム本体の直下とダムサイト両側の岩盤を含む高透水ゾーンについて遮水剤（セメントミルク）注入等の対策工事を行うこととされていることは認め、その余は不知又は争う。

(5) 同 5(4)オについて

ア 第 1 段落は否認する。

イ 第 2 段落のうち、現在、群馬県が本件ダムの周辺地域で多額の費用を投じて地すべり対策工事を行っていることは不知。その余は否認又は争う。

ウ 第 3 段落のうち、奈良県大滝ダムにおいて、試験湛水中に湖岸斜面で地すべりが発生したこと及び国土交通省が本件ダム周辺の 3 箇所地域で地すべり対策工事を実施するとしていることは認める。その余は否認

又は争う。

地すべり対策に当たり、国土交通省は、専門家からなる八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会を設置し、本件ダム貯水池周辺の地すべりや地質について調査、検討を行ったところ、同委員会において、貯水池周辺全域の航空写真、地形図、地質図、文献資料等に基づき、地すべりの可能性があり、かつ、湛水の影響を受ける箇所として22箇所を抽出したのであって、本件ダム周辺地域に地すべり痕が22箇所あったのではない。

なお、同委員会は、22箇所の対象地域について現地踏査及び既存調査データの収集・整理を行い、地形成因が地すべりによるものかどうか判定を行った。その結果、同委員会は、湛水による地すべりの発生が考え難い箇所17箇所、湛水による地すべりの可能性が高い箇所5箇所（この内1箇所は2箇所に分割したため6箇所となった）に分類した。湛水による地すべりの可能性が高いと分類した箇所については、さらに詳細踏査、ボーリング調査、動態観測を実施し、地すべり地形の有無、すべり面の有無・深度の確認、地すべり規模の特定を行い、対策の必要性について検討したところ、3箇所については地すべり対策が必要とされたことから、これに対し、国土交通省は、対策工事を行うとしている。

また、国土交通省は、ダム貯水池の湛水にあたっては、見落としのないように、事前に貯水池全域を対象に再検討を行い、同委員会の意見を聞きながら、必要な箇所での動態観測等を実施する予定であるとしている。湛水とは関係のない地すべりについては、これまで個別の調査・検討・対策を実施してきており、必要に応じ、今後も個別の対応を実施する予定であるとしている（乙第93号証）。